

滋賀県営繕工事電子納品試行要領

（目的）

第1 この要領は、滋賀県交通まちづくり部建築課の発注する営繕工事に係る電子納品に関する事項を定めて、その適切な実施を図るため試行運用することにより、工事の受発注者間の業務の効率化に資することを目的とする。

（電子納品の対象）

第2 電子納品の対象は、原則として滋賀県交通まちづくり部建築課の発注するすべての営繕工事とする。

（運用基準）

第3 電子納品に関する運用基準は、次の各号に掲げる基準による。

- （1）滋賀県営繕工事電子納品要領(案)
- （2）滋賀県電子納品運用ガイドライン(案)〔営繕工事編〕

附則

この要領は、令和8年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。